

欧米派遣小学師範学科取調員の研究（一）

平 田 宗 史

（昭和63年9月10日受理）

（一）はじめに

文部省は、1875（明治8）年から1878（明治11）年かけて、小学師範学科取調のため、伊沢修二、高嶺秀夫、神津専三郎の3人をアメリカに派遣した。また、文部省は、1878（明治11）年から1881（明治14）年にかけて、西村貞をイギリスに、中川元をフランスに、村岡範為馳をドイツに、アメリカに派遣した3人と同じ目的で派遣した。さらに、女生徒3人を、「師範学科等傳習ノ為」、文部省は、1878（明治11）に、欧米に派遣しようとした。

欧米派遣小学師範学科取調員についての先行研究は、つぎの2つのタイプに分けられる。

一つは、派遣された人物の研究である。その人物研究も、伊沢修二、高嶺秀夫などが中心である。最近、中川元の研究がなされているが、神津、西村、村岡についての研究は、殆んど、皆無とみてよいであろう。

二つは、欧米に、小学師範学科取調員が派遣された経緯を書いた倉沢剛著の『小学校の歴史』（Ⅱ）である。

以上の先行研究の検討から分かるように、管見によれば、欧米派遣小学師範学科取調員を本格的に研究対象としたものはないと言えるだろう。

本研究は、（一）どのような経緯で、小学師範学科取調員が派遣されるようになり、（二）どのような国（師範学校など）で、何を学び、（三）帰国後、わが国の教育に、如何に寄与したかを総合的に研究することをねらいとする。

（二）教員養成のはじまり

（イ）官立師範学校の設立と教育

明治維新政府の指導者の多くは、近代日本国家建設のためには、国民教育の普及の必要を感じていた。しかし、彼等には、はじめには、国民教育普及のために教員を養成するという考えはなかった。国民教育の普及と振興の方策として教員養成を提唱したのは、1871年（明治4）年9月設立さ

れた文部省が学制取調掛を任命した1872（明治5）年1月頃提出されたというホフマン建議を嚆矢とする⁽¹⁾。この建議は、教員養成機関の名称を「小学ノ教官ヲ仕立ルノ学校」略して「小教校」としているが、それは、入学年令、修業年限、カリキュラム、附属小学校、教育実習等のことまで明記しており、教員養成機関の骨組を構成している。そして、重要なことは、初等教育機関である「小学」と、その教員養成機関である「小教校」とを、他の学校より急速に設置すべしと主張していることである。

この構想は、学制の作成が進む中で踏襲され、文部省は、その公布が時間の問題となった1872（明治5）年5月28日（旧暦4月22日）『小学校教師教導場ヲ建立スルノ伺』を正院に提出した。翌6月20日（旧暦5月15日）、文部省は、東京に師範学校を開設することを布告し、その生徒募集に着手したのである。

- 「一、外国人一人ヲ雇ヒ之ヲ教師トスル事
- 一、生徒二十四人ヲ入レ之ヲ師範学校生徒トスル事
- 一、別ニ生徒九十人ヲ入レ之ヲ師範学校付小学生徒トスル事
- 一、教師ト生徒ノ間通弁官一人ヲ置ク事
- 一、教師二十四人ノ生徒ニ教授スルハ一切外国小学ノ規則ヲ以テスル事
- 一、二十四人ノ生徒ハ九十人ノ小学生徒ヲ六組ニ分ケ其一組ヲ四人ニテ受持チ外國教師ヨリ伝習スル処ノ法ニ因リ彼ノ『レッテル』ハ彼ノ仮名ニ直シ彼ノ『オールド』ハ我ノ単語ニ改メ其ノ外習字会話口授講義等一切彼ノ成規ニ依リ我ノ教則ヲ斟酌シテ之ヲ小学生徒ニ授ク右授受ノ間ニ一種良善ナル我小学教則ヲ構成スヘキ事
- 一、生徒ハ和漢通例ノ書及ヒ粗算術ヲ学ヒ得テ年令二十歳以上ノ者タルヘシ然レトモ成丈ヶ壯者ヲ選ムヘキ事
- 但試験ノ上入校ヲ許ヘキ事
- 一、生徒ハ都テ官費タルヘキ事

但二十四人ハ一ヶ月金十円宛九十人ハ
一ヶ月金八円宛ノ事

- 一、生徒入校成業ノ上ハ他途ヨリ出身スルヲ
要セ小学幼年ノ生徒ヲ教導スルヲ以テ
事業トスペシ故ニ入校ノ節成業ノ上必ス
教育ニ從事スヘキ証書ヲ出スヘキ事
- 一、成業ノ上ハ免許ヲ与フ速ニ之ヲ採用シ四
方ニ分派シテ小学生徒ノ教師トスヘキ事
(²⁾)

そして、「師範学校不遠開校相成候間御趣意ヲ
奉認シ生徒タルヘキ志願有之者ハ来ル七月晦日迄
其地方庁ヲ経テ当省へ可願出候事(²⁾」と、公示した。

文部省は、生徒募集をする一方、師範開設の準備にとりかかった。師範学校開設するには、大きな三つの問題があった。

一つは、教場の確保の問題である。文部省は、師範学校の校舎を新築する予定であったが、大蔵省が許可しなかったので、旧昌平校を洋風化して教場として使用することにした。

二つは、教師の確保である。これについては、『小学教師教導場ヲ建立スルノ伺』が提出される頃には、文部省は目途がついていたらしく、その中で、「西洋人一人ヲ雇入レ之ヲ教師トスヘキ事此ノ洋人相当ノ人当時南校ニアリ南校ニ其代入レルヘシ」「小学校用フヘキ書籍器械一切当時米利堅ニ注文ス」などと明記されていることから推察すると、当時南校教師であり、そして、後に官立師範学校の初代教師となったエム・エム・スコット(1843-1922)に目をつけ、内諾を得ていたものと思われる。そして、文部省は、スコットを官立師範学校の初代教師として採用した。スコットは、「亞米利加で師範学校を卒業し、予ねて其方の経験を持っている」とのことであるが、アメリカ側の資料によると、1843年8月21日、ヴァジニア州のファキュアに生まれ、ケンタッキー州のウラニア・カレッジを経て、ヴァジニア大学で教育を受け、1864年、カリフォルニアに行き、教師をした後、1871年、御雇外国人として来日し、南校で、英語と普通学を教えていた人物である⁽³⁾。これまでの筆者の調査によると、彼が師範学校を卒業したというのは疑しいけれども、カリフォルニアで教師の経験があることからみても、欧米流の小学授業法に通じていたと見なしてよいであろう。

三つは、スコットと師範学校生徒との間にたつ通弁官である。通弁官には、南校の教員であった坪井玄道が任命された。

三つの問題が解決し、願書締切の8月末日(旧暦7月末日)となり、9月に、諸葛信澄が校長に任命され、その下旬に、入学試験が実施された。そして、東京の官立師範学校は、翌10月(旧暦9月)から、授業が開始された。通弁官であった坪井玄道は、回想して、その当時の状況をつぎのように述べている。

「其処で第一回の小学師範科の生徒を募集した。応募者三百余名、入学試験の科目は国語、漢文、作文等で、其中から五十三人を選抜して入れた。年令は十八歳より三十五、六歳迄で、……………生徒は上等生、下等生の二種類に分たれ、右の五十三人の中から、更に学力の優等なる者十八人を選抜して上等生とし、其他を下等生とした。上等生といふのは教師が先づ之を小学校の生徒と見做して、小学校の学科を授ける。之を授けられた上等生は、今度は下等生を小学校の生徒と見做して同じ様なことを教うる。つまり上等生は教師の代用をなす訳である。上等生の給費額は一ヶ月金拾円宛とし、下等生は之より二円低く、一ヶ月金八円宛を支給された。八円と言っても一ヶ月の食費が金二円ですんだ時で、書物は貸してくれる、着物は粗末な袴をつければよいので、何も買う者がないから、師範学校の生徒としては充分であった。⁽⁴⁾」

坪井玄道によると、応募者が300余名あり、国語、漢文、作文などの入学試験を実施した結果、53名が合格したという。その年令は、18才より35、6才にわたっており、53名の中、学力の優等の者18名を上等生とし、その他を下等生とした。教師のスコットは、先ず、上等生に小学校生徒とみなして小学校の教科を通して小学授業法を教え、ついで、上等生は、スコットから教えられた通り、下等生を教えるのであった。大の大人を小学校生徒と見なして授業するので、いろいろと不都合なことが生じたので、1873(明治6)年1月、附属小学校が設立されることになった。そして、「上等生粗成業ノ後ハ師範学校附属小学ノ生徒ヲ受持ツ事⁽⁵⁾」となった。

附属小学校を設立した後も、官立師範学校の授業内容は、小学校の教科と教授することを通して小学授業法を教えるという方法をとったが、当時の師範学校生徒は、漢文字の知識に秀れていても欧米より輸入された自然科学的知識に乏しかったのである。したがって、官立師範学校では、1873(明治6)年6月、教則の改正を実施した。

この教則改正で、本科の外に、「本科及授業法ヲ学テ余暇アル者ニ普通教育ニ要用ナル学術ヲ研

修セシムル為ニ設ケタル⁽⁶⁾」余科を設置したのである。

1874（明治7）年4月、再び、教則改正が実施されたが、この改正で、「余科ニ代フルニ予科乃予メ小学教員タルヘキノ學業ヲ教授スル者トシ授業法乃本科ハ予科ノ學業稍成ルノ日之ヲ傳授スルノ制ト」した。そして、教科として、地学、史学、理学、数学、画学、習字、文章学、博物学、授業法、修身学、経済学、生理学、記簿法、諸科復習、実地授業の15教科が教授されたが、「其最大数ハ授業法ニシテ此教則、猶厚ク力ヲ本科乃授業法ニ用キタリシヲ知ルヘシ」とあるごとく、小学授業法の教授が、カリキュラムの中心であった⁽⁷⁾。

1874（明治7）年8月、スコットが、契約通り、東京師範学校を去った後も、度々、東京師範学校の通則および教則の改正がなされた。

東京の官立師範学校第一回入学生53名の中、10名が、1873（明治6）年7月、卒業した。小学校設立を学制実施の第一として考えていた文部省は、東京だけの官立師範学校では、小学校の普及を早急に達成できないと考え、1873（明治6）年8月、第三大学区本部の大坂府と第七大学区本部の宮城県にも、それぞれ一校の官立師範学校を設立することとした。また、文部省は、1874（明治7）年2月、その他の各大学区の本部である愛知、広島、長崎、新潟などにも官立師範学校を増設した。さらに、翌3月、文部省は、女子教員養成のために、官立東京女子師範学校を設立した。これらの官立師範学校は、主に東京師範学校の卒業生を教員として採用し、その校則および教則は、東京師範学校のそれに準じたのであった。

（四）公立教員養成機関の設立と教育

以上のように、文部省は、各大学区に官立師範学校を設立し、小学校教員の養成を開始した。しかし、地方では、官立師範学校の卒業生を待っていたのでは、小学校設立も、ままならないので、自主的に、小学校教員養成機関を設立しようとし

た。ところが、その機関そのものの教師を確保するのが困難であった。そこで、地方では、その教員確保において、二つの方策をとった⁽⁸⁾。一つは、東京師範学校をはじめとした官立師範学校卒業生を地方の小学校教員養成機関の教師として採用する方法である。他の一つは、地方から代表者を東京師範学校をはじめとした官立師範学校へ派遣し、1～2カ月の間、彼等に小学授業法を研究させ、彼等を地方の小学校教員養成機関の教師とする方法である。

地方では、以上のような方法で、教師を確保し、1873（明治6）年から1874（明治7）年にかけて、小学校教員養成機関を設立したが、それは、1～3カ月の短期間の中に、無資格の小学校教員に、小学授業法を伝習する程度のものであった。無資格の小学校教員への伝習が一通り終ると、地方の小学校教員養成機関の多くは、1876（明治9）年頃、その教則改正を行なった。そして、それらは、その名称を「……師範学校」と改称し、修業年限を2カ年に延長し、小学授業法ばかりではなく、多くの普通教科をも教授するようになった。それとともに、地方の小学校教員養成機関でも、官立師範学校卒業生と同程度の能力および学力のある卒業生を出すところも多くなかった。

官立師範学校卒業生と地方の小学校教員養成機関の卒業生との差がなくなるにつれて、官立師範学校にだけ与えられた特典も少なくなり、そして、文部省の財源難などのため、1877（明治10）年2月、愛知、広島、新潟の官立師範学校、翌年の2月には、東京師範学校、東京女子師範学校を除いた大阪、長崎、宮城の官立師範学校が廃止され、小学校教員養成の事業は、地方に委されることとなつた⁽⁹⁾。

しかし、その後のわが国の教員養成も、1885（明治18）年12月、文部大臣となった森有礼が、翌年4月、『師範学校令』を公布するまで、模索の過程であった。

（注）

- (1) 井上久雄 「ホフマンと近代教育制度の制定 第1部第6号 1958年 217～241頁。
- (2) 文部省編 『師範教育関係法令の沿革』 昭和13年3月 8～10頁。
- (3) 拙稿 「明治初期教員養成制度の一考察」『広島大学教育学部紀要』第1部第17号 1968年 3頁。
- (4) 坪井玄道 「創業時代の師範教育」 国民奨励会編 『教育五十年史』東京民友社 大正11年10月 19～20頁。
- (5) 文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』 第1巻 龍吟社 昭和13年7月 784頁。

- (6) 『自第一学年
至第六学年 東京師範学校沿革一覧』 3 頁。
- (7) 同上書 4 頁。
- (8) 拙稿 「明治初期教員養成制度の一考察」 5 頁。
- (9) この過程については、拙稿「明治初期教員養成制度の一考察」(7~9 頁)において考察している。

(三) 小学師範学科取調員の欧米派遣の経緯

(イ) 米国派遣の経緯

スコットが東京師範学校を去った後、文部省は、わが国の教員養成の進むべき方向が分らなかった。スコットによって導入された師範教育が最善のものであるかどうか、そして、わが国の風土および人情に適合するものであるかどうか、それどころか、それが日本の風土および人情に適合しなかったら日本の一般教育の将来に問題を残すことになる。したがって、文部省は師範教育の知識がある優秀な者をアメリカの師範学校に派遣することとした。文部大輔田中不二麿は、1875(明治8)年3月5日、太政大臣三條実美に、つぎのような伺をたてた。

「小学師範学科取調ノ為海外派遣之伺

子女教育ノ方法ヲシテ完全整頓ナラシメ候ハ
小学師範学校ノ設ヲ以テ一大基礎ト致スヘク而
シテ本邦ニ於テ其嚆矢ト称スヘキハ即チ現今既
ニ開ク所ノ東京師範学校是ナリ然ルニ當校ノ創
始ニ係リ候ハ言ヲ待ズ本邦人ノ師範学科ヲ研究
シテ其方法ニ通曉セル者今古絕無ニ属シ候ヲ以
テ嘗テ米人スコット氏ニ諮詢シ専ラ彼國ノ成規ニ
依遵シ稍其教則ヲ議定シ逐次各学区ニ設立候得
共果シテ此ヲ以テ善美ヲ盡シ間然ス可ラサル者
ト為スヘキヤ否決テ保証難致萬一彼ノ成規ニ拘泥シ我カ風土人情ニ於テ苟モ其当ヲ失スル等
ノ事件有之候テハ将来一般教育上ニ就キ意外ノ
謬誤ヲ生シ候モ測ル可ラスト痛心不啻候因テハ
略其学科ヲ弁知候適応ノ者若干名ヲ海外ニ派遣
シテ其地ノ師範学校ニ從事セシメ彼ノ実際経験ヲ
以テ結構セシ教則授業ノ規則無遺漏傳習卒業シ
帰國ノ後專ラ該人ニ委スルニ師範学校ノ事務ヲ
以テセハ既ニ彼地ノ真面目ヲ識得候ノミナラス固
ヨリ本邦ノ風土人情暗熟ノ者ニ候得ハ彼我ノ宜
ヲ參互考訂シ斐然觀ルヘキノ良法相立候ハ
期シテ待ッヘク実ニ方今不可欠ノ急務ニ候間速
ニ人員遴選遂ケ小学師範学科取調ノ為凡ニヶ年
間ヲ期シ首トシテ米国ヘ両三名派遣致度此段至
急仰高裁候也

明治八年三月五日 文部大輔田中不二麿
太政大臣三條実美殿

(1)

この伺に対し、5日後、左院内務課書記官は、文部大少丞あて、つぎのような照会をした。

「小学師範学科取調之為海外派遣ノ儀此程上申
相成候ニ付而者其派遣ニ属スル總テ之入費ハ一
切御省定額金之内ヲ以テ御仕佛之儀トハ存候得
共何等伺面ニ不相見候間一応及御照管候條否早
々御回答有之度候也

八年三月十日

左院内務課書記官

文部大少丞御中 (1)

文部省学務課長は、即日、「御照管之趣致承知候右者御申越之通其費用ハ一切當省定額金ヲ以テ可相弁儀ニ有之候」という回答を左院内務課書記官あてにした。太政大臣は、外務省および大蔵省の了解を得て、1875(明治8)年3月23日、「伺之趣聞届候條費用ハ其省定額金ヲ以相弁可申事」(2)と指令した。

文部省は、早速、派遣生の人選にとりかかった。そして、官立愛知師範学校長伊沢修二、慶應義塾教官高嶺秀夫、慶應義塾と並んで東都の三塾(英学塾)のひとつとして有名であった同人社の塾生神津専三郎の三名が選ばれた。

伊沢は、1851年6月29日、信州高遠藩士の子として生まれ、藩校進徳館に学び、俊才の譽れが高かった。1869年、再び、東京に遊学し、そこで、はじめて、中浜万次郎らに英語を学んだ。翌1870年、高遠藩貢進生として大学南校に入学、そこでも、彼の才を發揮し、1872年、文部省出仕となり、第1番幹事となる。その後、工部省勤務を経て、1874年3月、第二大学区本部に設立された官立愛知師範学校長に、伊沢修二は、任命されたのであった。その初代校長として、伊沢は、愛知師範学校の設立に鋭意努力した。その活躍に注目した学監ダヴィッド・モルレー(David Murray 1830-1905)は、彼を小学師範学科取調員に推薦したという(2)。彼の能力および経歴から判断して、その一人として選ばれたことは、筆者として納得できる。

伊沢以外の二人は、どうであろうか。高嶺秀夫は、1854年8月15日、会津藩士高嶺秀之助の子として生まれ、藩校日新館で漢学を学んだ。彼は、普通の子弟より2年も早く入学したにかかわらず、

学力優秀であり、神童と称された。明治になると、藩士とともに上京、1870年4月、福地源一郎の英学塾、日新舎に入り英学を学ぶ。これが、彼が英学に接する最初である。その後、沼間守一、箕作秋坪の塾と転々し、英学を学ぶが、1871年7月、慶應義塾に転学する。研鑽の結果、同塾の教員となり、また、童子局の幹事にも任じられた⁽³⁾。

神津専三郎は、1852年3月5日、長野県小県郡滋野村字芝生田の農家に生まれた。1861年1月、彼は、漢学を学び、1869年、上京、6月、箕作麟祥の塾に入塾し、英学を学んだ。その後、1870年3月、箕作秋坪の塾に転じ、さらに、1872年1月、中村正直の同人舎に転じた。同人舎は、慶應義塾と同じく、当時の三塾のひとつと言われ、彼は、そこで英学を学び、頭角を表わしていた。

伊沢、高嶺、神津の三人に共通することは、明治に入って、学んだところは異なるけれども、英学を学んでいることである。しかし、伊沢と高嶺および神津と異なるところは、太政官への文部省の伺文の中にある「略其学科ヲ弁智候適応ノ者」、すなわち、小学師範学科を弁智の者という条件についてである。伊沢と異なり、高嶺と神津は、師範学校の生徒または教師の経験はないのである。そこで、今までのところ、何故、高嶺と神津が、小学師範学科取調員に選ばれたのか、筆者は、分らない。

経歴は異なっても、3人は、1875年6月27日、文部省八等出仕に補され、7月8日付で、「師範学科取調ノ為メ米国へ差遣候事」という辞令が与えられた。7月17日、東京を発ち、翌18日、アメリカに向けて、東京開成学校初度派遣留学生11名とともに、横浜を出帆した。

彼等3人は、日本を出発するとき、2カ年間の派遣予定であったが、文部省は、6カ月の延期を右大臣岩倉具視に願い出た。

「当省一等属伊沢修二外式名小学師範学科取調延期之儀上申

小学師範学科取調之為凡ニケ年間ヲ期シ首トシテ米国ヘ両三名派遣之儀明治八年三月中經伺之末当省一等属伊沢修二儀マサチュセット州ブリッヂオートル師範学校同高嶺秀夫儀ニューヨルク州オスウ井ゴ師範学校同神津専三郎儀同州ヲルバニー師範学校ニ於即今修業罷在当初ニケ年間修業セシムベキ目的ニ有之候處尚半年間延期候得バ實際修業上一層裨益有之旨相認候条都合ニケ年半ニ延期候条此段上申候也

明治十年二月廿七日 文部大輔田中不二磨
右大臣岩倉具視殿 ⁽⁴⁾

この伺は、1877（明治10年）年3月12日、許可された。

（イ）英・仏・獨國派遣の経緯

やがて、米国へ派遣された3人の卒業の目途がついた頃、文部省は、米国以外への派遣を計画した。そして、文部省は、1877（明治10）年11月5日、つぎのような英、仏、獨派遣を、太政大臣に伺った。

「師範学科取調ノ為海外差遣之伺

師範学科之儀ハ教育上最不可欠之要點タルヲ以去ル明治八年三月中適応ノ者若干名ヲ海外ニ派出シ実際研究為致度旨建議之末先ツ首トシテ米国ニ三名ヲ差遣候処右輩既ニ卒業ニ際シ近日帰國可致ニ付テハ猶又適応ノ者三名選選ヲ遂ケ引続英仏獨三国ニ差遣歐米之良規網羅收拾候様致度丈費用者文部省定額ヲ以弁給候条此段至急仰高裁候也

明治十年十月十八日 文部大輔田中不二磨

太政大臣三條実美殿 ⁽⁵⁾

これに対し、太政官書記官は、翌19日、文部省学務課長へ、つぎのような問合せをした。

「師範学科取調ノ為メ海外へ差遣ノ儀御伺出ノ処右書面上滞留ノ期限記載無之右ハ明治八年三月中上請ノ文中ニ有之候凡ニケ年ノ期限ニ候哉一応及御問合候也

明治十年十月十九日 太政官書記官

文部省学務課長御中 ⁽⁵⁾

3日後の10月22日、文部省学務課長は、「今回創始之建議ニハ無之候間別段期限ハ記載不致候得共凡ニケ年間之見込ニ有之候条此段及回答候也⁽⁵⁾」と、太政官書記官へ回答した。そして、1877（明治10）年11月5日、「伺ノ趣聞届候事」との許可がおりた⁽⁵⁾。

人選の結果、文部省は、1878（明治11）年1月25日、つぎのように、上稟した。

「師範学科取調ノ為メ各國江差遣之件上稟

英國江 文部二等属 西村 貞

仏國江 文部四等属 中川 元

獨國江 文部六等属 村岡範為馳

師範学科研究ノ為メ米国へ差遣候処三名遅日帰朝可致ニ付猶又三名英仏獨三国江差遣之儀去十月經伺候ニ付而ハ右之三名今回師範学科取調ノ為メ各國江差遣之儀至急御裁可相成度此旨上稟候也

明治十一年一月廿五日 文部大輔田中不二磨

太政大臣三條実美殿 ⁽⁶⁾

これに対し、明治11年1月28日、「上請之趣聞届候事」との指令をした。では、3人の前歴を粗

描してみよう。

西村貞は、1854年1月14日、武蔵国江戸小川町戸長門守藩邸において生まれる。1862年から、足利藩校および足利学校において⁽⁷⁾、8年間、漢学を修業。1870年11月、足利藩の貢進生として大学南校に入った。南校、開成学校と名称が変更されたが、そこで約5年間、学んだ後、1875（明治8）年11月10日、東京英語学校三等教諭に、西村は、任せられた。そして、彼は、1876（明治9）年11月11日、大阪師範学校長に任せられ、文部省が人選の結果を上申する1878年1月25日の前日、文部二等属に任せられた。

フランスに派遣されることになった中川元は、1852年12月16日、飯田藩の家老の家庭に生まれる。漢学を藩の儒者に学んだ後、1870年（明治3）年11月飯田藩の貢進生として大学南校に入り、フランス学を修め、その後、南校、明法寮などに学び、1874（明治7）年、文部省十一等出仕に補され、外国语学校勤務を命ぜられた。そこで、彼は、1875年1月24日、文部四等属に任命されるまで、教鞭をとった。

ドイツに派遣された村岡範為馳は、1853年10月島取藩士村岡秀造の長男として生まれた。彼の父は、蘭学者であった。幼にして学を好み、藩校尚徳館に学び、14才で、その助教となったと言う。1870（明治3）年、島取藩の貢進生として大学南校に入り、物理学を学んだ。さらに、開成学校ドイツ部に学び、1875（明治8）年、文部省報告課に勤めることになった。1877（明治10）年3月、東京女子師範学校物理学教員となり、ついで、東京大学医学部に転任したという。そして、1878年

1月24日、文部六等属に任命された。

三人に共通することは、藩は異なるけれども、それぞれ、1870（明治3）年、藩の貢進生として選ばれ、大学南校で学んでいることである。そして、それぞれの学校で学んだ後、勤務する学校が異なるけれども、教員の経験があった。

彼等3人の派遣期間は、2カ年の予定であったが、それぞれ期間を延長し、西村は、1880（明治13）年10月、中川は、1881（明治14）年11月、村岡は、1881年（月日不明）、帰国した。

注目すべきことは、米国、英國、仏国、獨国などに、小学師範学科取調員を派遣することの外に文部省が、「師範学科等傳習之為」女生徒の派遣を考えていたことである。1878（明治11）年6月6日、文部省は、そのことについて、つぎのように伺っている。

「師範学科傳習之為女生徒海外發遣之伺

女子教育ノ今日ニ緊要ナルハ不待論候如我邦從來女教師其人ニ乏キノ際東京女子師範学校ニハ稍慧秀ノ輩間出候ニ付テハ該輩中ヨリ最端良ニシテ望ヲ後來ニ繁クヘキノ生徒三名ヲ選選シ二名ハ女子師範学科傳習一名ハ幼稚園保育方傳習ノ為毎生一箇年學資金千円ヲ給與シ官費ヲ以米國江派遣致度候条此旨伺候也

明治十一年六月六日 文部卿西郷従道

太政大臣三條実美殿 ⁽⁸⁾

「伺之趣聞届候事」という指令が、6月29日に出されたけれども⁽⁸⁾、筆者は、これまでのところ、実際に、女生徒が派遣されたか分らない。今後の課題としたい。

(注)

- (1) 『公文録』文部省之部 全 明治8年3月
- (2) 上沢八郎著 『伊沢修二』 吉川弘文館 昭和37年5月 53-54頁。
- (3) 高嶺秀夫先生記念事業会著 『高嶺秀夫先生傳』 培風館 大正10年12月20日 30頁。
- (4) 『公文録』 文部省之部 全 明治10年自1月至3月
- (5) 『公文録』 文部省之部 全 明治10年自10月至12月
- (6) 『公文録』 文部省之部 全 明治11年自1月至3月
- (7) 熊本大学所蔵 『西村貞履歴書』
- (8) 『公文録』 文部省之部 全 明治11年自4月至8月